別添４

男鹿地区統合校（仮称）整備事業
請負代金額の支払い条件

秋田県

令和８年１１月２５日

1. 契約金額の支払い方法について

契約金額の支払いは、「別添６：設計・施工請負契約書（案）」に定める方法により支払うものとする。ただし、以下の条件を前提とする。

(1) 前金払

秋田県財務規則第 221 条及び「公共工事に係る中間前払金について（通知）_建管 267 号」の規定により、請求できる。

(2) 部分払

各年度の支払限度額に相当する各年度の本件工事等の既済部分が次の割合に達したときは、その既済部分の請負代金相当額の 10 分の 9 を限度として、「別添６：設計・施工請負契約書（案）」の第 49 条の規定に基づき部分払の請求を行うことができる。

① 前払金を受けた本件工事等

・当該年度の本件工事等の既済部分が 10 分の 5 以上

② 前払金を受けていない本件工事等

・第 1 回：当該年度の本件工事等の既済部分が 10 分の 3 以上

・第 2 回：当該年度の本件工事等の既済部分が 10 分の 5 以上

・第 3 回：当該年度の本件工事等の既済部分が 10 分の 8 以上

(3) 各年度の支払限度額

各会計年度における支払限度額は、契約締結時に協議の上、決定する。

基本設計完了時に作成するマスター工程表に示す工事個所ごとに、竣工確認を行い、引渡しを行った部分については、部分引渡しとして、「別添６：設計・施工請負契約書（案）」の第 51 条の規定に基づき支払いを行う。

各年度の支払上限額は下表の通りであるため、各年度の支払額は上限額以下となるように提案すること。

なお、「高等学校等教育改革促進臨時対策基金」は、「工業系実習棟の建設費」及び「設計・監理費のうち工業系実習棟への按分額」に充当される。「高等学校等教育改革促進臨時対策基金」の活用期限が令和 10 年度末であるため、令和 10 年度の工期までに工業系実習棟の引渡し及び設計・監理費の按分額の確定を完了させること。

支払時期	支払上限額
令和９年度	706,257 千円
令和 10 年度	1,713,873 千円
令和 11 年度	59,249 千円

2. 契約金額の変更について

選定事業者は「別添６：設計・施工請負契約書（案）」に基づき、工期内で、かつ、請負契約締結の日から 12 月を経過した後に、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更を請求することができる。なお、改定の基準日は契約締結日であることを留意すること。

(1) 対象となる費用

契約金額の変更の対象となる費用は、「建設業務」、「設計業務」及び「工事監理業務」に要する費用とする。

(2) 基準となる指標

物価変動による「建設業務」に要する費用の改定に使用する指標は下表のとおりとする。

費用	基準となる指標 ※1
「建設業務」に要する費用	「建設工事費デフレーター」（国土交通省） ・工事類別：「非住宅総合」
「設計業務」「工事監理業務」に要する費用	設計業務委託等技術者単価（国土交通省） ・設計業務－技師（C）

※１：記載の指標に関し、実際の物価変動の状況を鑑み、上記指標の適用が不適当と考えられる場合、県は選定事業者との協議を踏まえ、他の指標または見積等の適用について検討する。

(3) 改定方法（建設業務）

① 「事業公告日の属する月に確認できる最新の指標値（C1)」と「請求のあった日の属する月に確認できる最新の指標値（C2)」を比較し、1000 分の 15 を超える物価変動がある場合は、物価変動に基づき改定を行う。
変更額は、② 改定の計算方法（建設業務）に基づき算出される金額（「変動前残工事代金額」と「変動後残工事代金額」との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額）とする。

② 改定の計算方法（建設業務）

【増額の場合（C2＞C1)】

$S_+ = P2 - P1 - (P1 \times 1.5 / 100)$

この式において、S+、P1、P2 はそれぞれ次の額を表す。
S_+：増額スライド額
P1：設計・施工請負契約書に記載された請負代金額のうち、「建設業務」に要する費用
P2：変動後（請求のあった日の属する月）の指標値に基づき算出した契約金額のうち、「建設業務」に要する費用

【減額の場合（C2＜C1)】

$S_- = P2 - P1 + (P1 \times 1.5 / 100)$

この式において、S-、P1、P2 はそれぞれ次の額を表す。

S_-：減額スライド額 P1：設計・施工請負契約書に記載された請負代金額のうち、「建設業務」に要する費用 P2：変動後（請求のあった日の属する月）の指標値に基づき算出した契約金額のうち、「建設業務」に要する費用

③　①の請求は、請負代金額の変更を行った後、直前の請負代金額変更の基準とした日から 12 月を経過した後に再度、残工事代金額に対し行うことができる。この場合において、①の文章中の「事業公告日」は「直前の請負代金額変更の基準とした日」、「請求のあった日」は「再度の請求があった日」とする。

(4) 改定方法（設計業務・工事監理業務）

①　「事業公告日の属する年度の最新の指標値（C1)」と「請求のあった年度の最新の指標値（C2)」を比較し、賃金水準の変動に基づき改定を行う。

変更額は、② 改定の計算方法（設計業務・工事監理業務）に基づき算出される金額（「変動前残工事代金額」と「変動後残工事代金額」の差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額）とする。なお、ここでいう「残工事代金額」とは、設計業務又は工事監理業務のうち既に実施した出来高を除く業務費である「設計業務残出来高部分」又は「工事監理業務残出来高部分」を指し、改定は設計業務残出来高部分又は工事監理業務残出来高部分に対して行う。

②　改定の計算方法（設計業務・工事監理業務）

【増額の場合（C2＞C1)】

$S_+ = P2 - P1 - (P1 \times 1.5 / 100)$

この式において、S_+、P1、P2 はそれぞれ次の額を表す。 S_+：増額スライド額 P1：設計・施工請負契約書に記載された請負代金額のうち、「設計業務」又は「工事監理業務」に要する費用 P2：変動後（請求のあった日の属する年度）の指標値に基づき算出した契約金額のうち、「設計業務」又は「工事監理業務」に要する費用

【減額の場合（C2＜C1)】

$S_- = P2 - P1 + (P1 \times 1.5 / 100)$

この式において、S+、P1、P2 はそれぞれ次の額を表す。 S_-：減額スライド額 P1：設計・施工請負契約書に記載された請負代金額のうち、「設計業務」又は「工事監理業務」に要する費用 P2：変動後（請求のあった日の属する年度）の指標値に基づき算出した契約金額のうち、「設計業務」又は「工事監理業務」に要する費用

③　①の請求は、請負代金額の変更を行った後、直前の請負代金額変更の基準とした日から 12 月を経過した後に再度、残工事代金額に対し行うことができる。この場合において、①の文章中の「事業公告日」は「直前の請負代金額変更の基準とした日」、「請求のあった日」は「再度の請求があった日」とする。